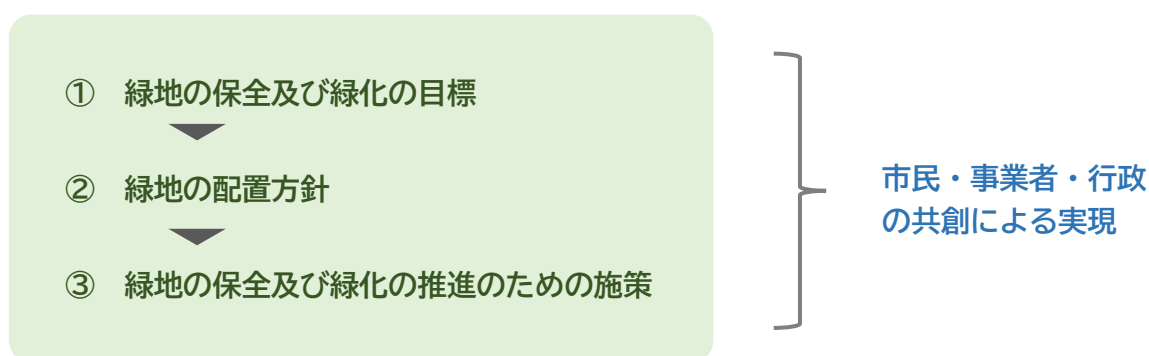


序章 計画の概要

計画の目的

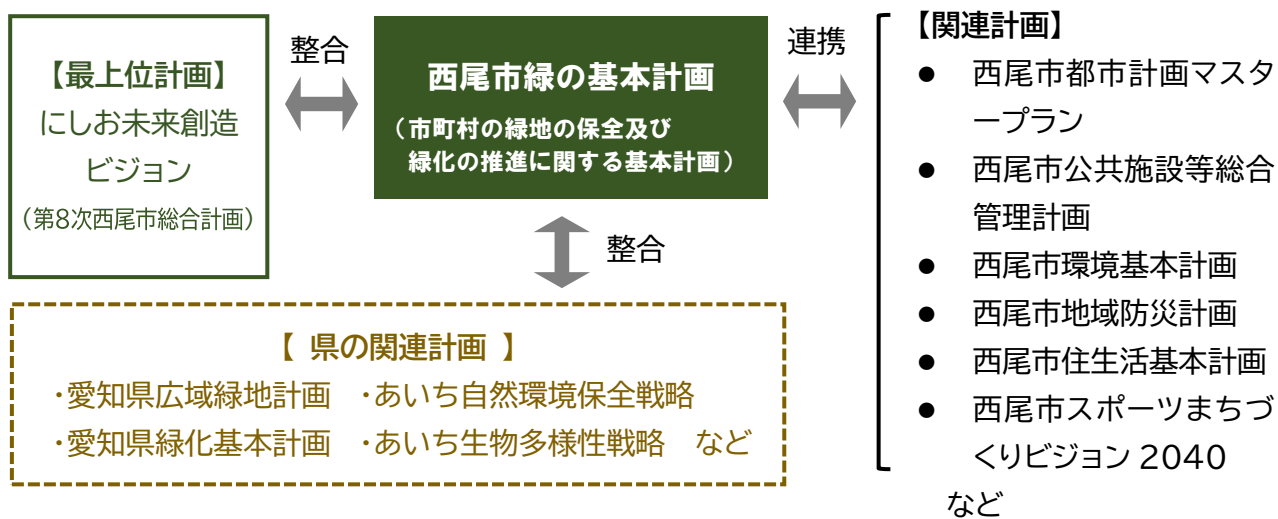
緑の基本計画は、都市緑地法(都市緑地法第4条)に基づき策定される本市の緑のまちづくりの指針となる計画です。緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための施策のほか、都市公園などの施設の配置や整備・管理などの方針を定め、市民・事業者・行政の共創により緑豊かなまちづくりを推進していきます。

緑の基本計画の内容



計画の位置づけ

西尾市緑の基本計画は、市の最上位計画である、にしお未来創造ビジョン(第8次西尾市総合計画)や緑に関連する県の計画や方針などの整合を図ると共に、その他関連計画と連携を図りながら、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として位置づけます。



計画期間

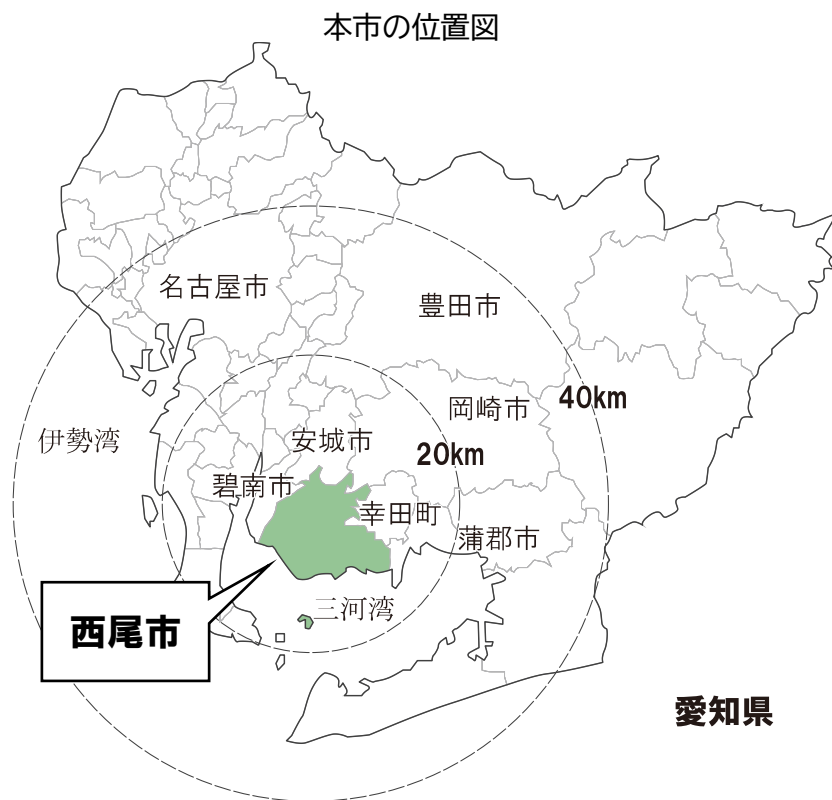
令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象地域

本計画は市全域を対象とします。
なお、令和4年(2022年)7月現在、市域面積は161.22 km²(国土地理院)となっています。

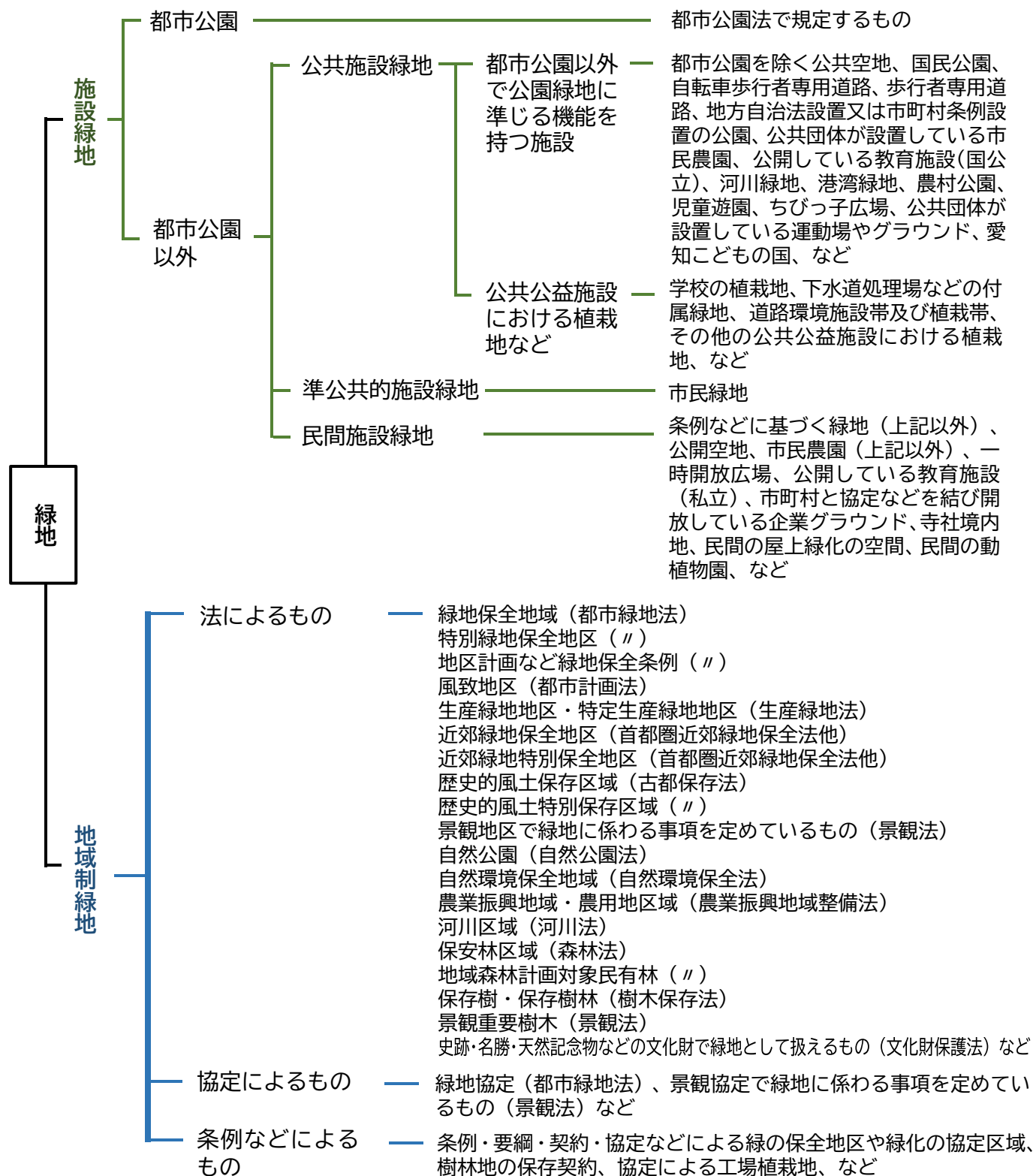
< 対象地域の広域的な位置 >

本市は、愛知県のほぼ中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、面積は161.22 km²で、愛知県全体の3.1%を占めています。中部圏の中心である名古屋市の40 km圏域にあり、東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市と接し、南は三河湾に面しています。



計画の対象とする緑

本計画では、公園など公共施設の緑地だけではなく、住宅の植栽や農地、工場の緑地など民地の緑も計画の対象としていきます。



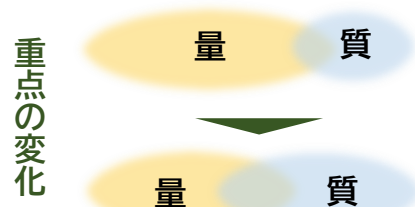
参考：緑の基本計画ハンドブック 令和3年改定版

緑のまちづくりに関する動向

緑のまちづくりについて、近年は次のような動向があり、本計画はこれらを踏まえて策定しています。

量から質へ 緑の施策の方向性の転換

- 人口減少に伴い、公共施設全般において、量を整備・確保していくことから、質の向上へ重点が移りつつあります。
- 低未利用な小規模公園の活用やパークマネジメントの推進など、地域に即した緑の活用や管理のあり方が模索されています。



持続性の確保

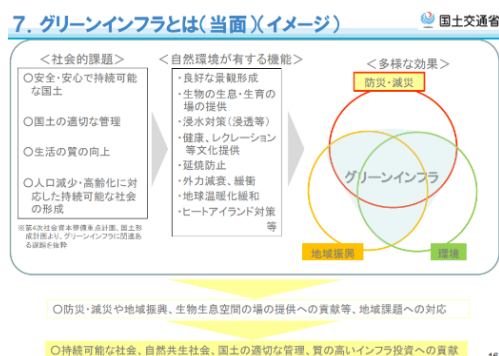
- SDGs(持続可能な開発目標)の理念が国際的に普及しており、緑のまちづくりでも SDGsへの貢献が期待されています。
- 平成 29 年度(2017 年度)の都市緑地法・都市公園法改正により、官民連携で持続性のある体制のもと、緑を守り育てる動きが期待されています。また、Society5.0 や DX が進む中、緑や公園行政においても効率化・合理化を図る ICT 技術の活用が模索されています。



国際連合広報センター

防災や生態系への配慮

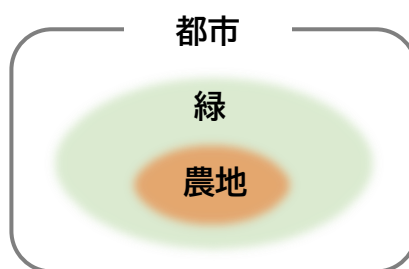
- 地球温暖化や気候変動により、都市型災害リスクの高まりや生態系の変化が危惧されています。国では、自然を生かした都市基盤(グリーンインフラ)の重要性が謳われています。
- 平成 30 年度(2018 年度)には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」(国土交通省)により、緑行政における生物多様性への配慮の方向性が示されています。



国土交通省「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」

都市農地の位置づけの変化

- 平成 27 年度(2015 年度)に都市農業振興基本法が制定され、都市農地は『宅地化すべきもの』から『都市にあるべきもの』と捉えられ、方針の転換がありました。
- 平成 29 年度(2017 年度)の都市緑地法改正では、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、都市緑地法の諸制度の対象となっています。



計画の改定の視点

現行計画の成果を検証し、課題等を整理したうえで、社会動向や施策の潮流などを踏まえながら、次の視点から計画を見直しました。

視点1 必要な緑の総量の確保に向けた計画づくり

本市の緑の環境は、時の流れとともに変遷していますが、昔からの風景を形づくり、まちの基盤となる緑は普遍的であります。このような西尾らしさの根源となる緑を引き続き守っていくとともに、発展する市街地においては、防災面や環境面において、必要な緑の空間の創出を図っていく必要があります。このように、『まずは守るべき緑を守り、つくるべき緑をつくる』ことで、緑の量を確保することが、本計画の役割の一つです。

視点2 質の維持向上により、魅力的な緑を創出させる計画づくり

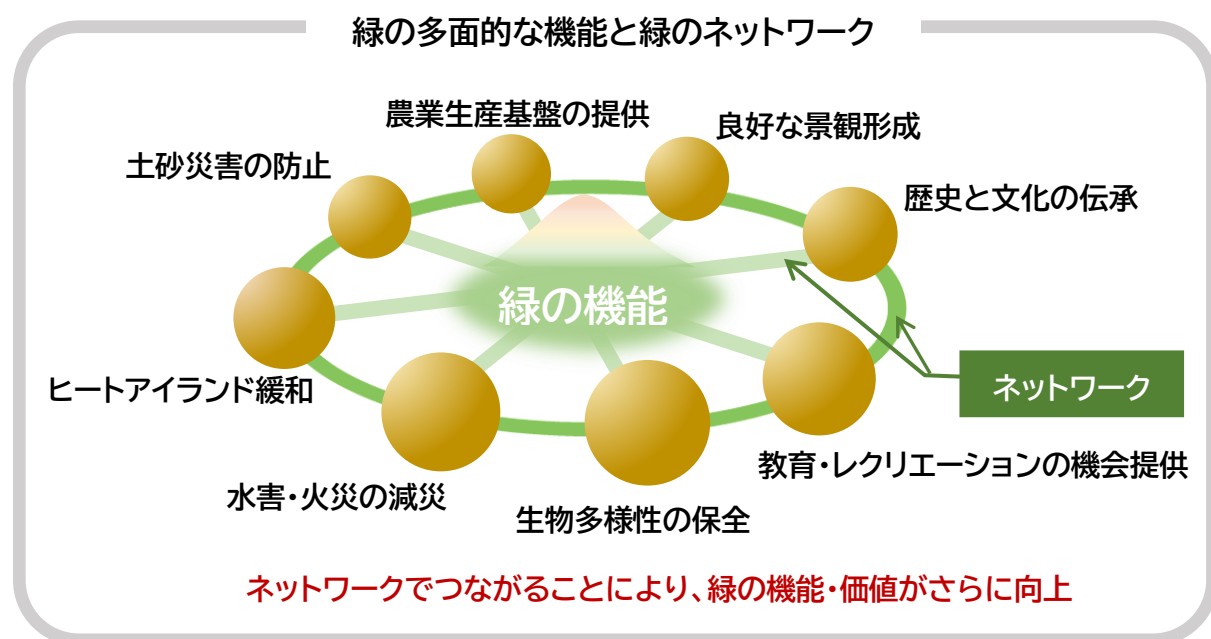
緑については、必要な量を確保するだけでなく、その質について適正に維持管理をしていくことが重要です。グリーンインフラとしてまちを支えたり、市民が利用したくなるような公園緑地空間や、来訪者にとって魅力的に映る緑を生み出したりすることで、緑がまちの価値を高めていくような状態をつくるために、本計画を定めます。

視点3 持続的な緑のまちづくりを進めるための計画づくり

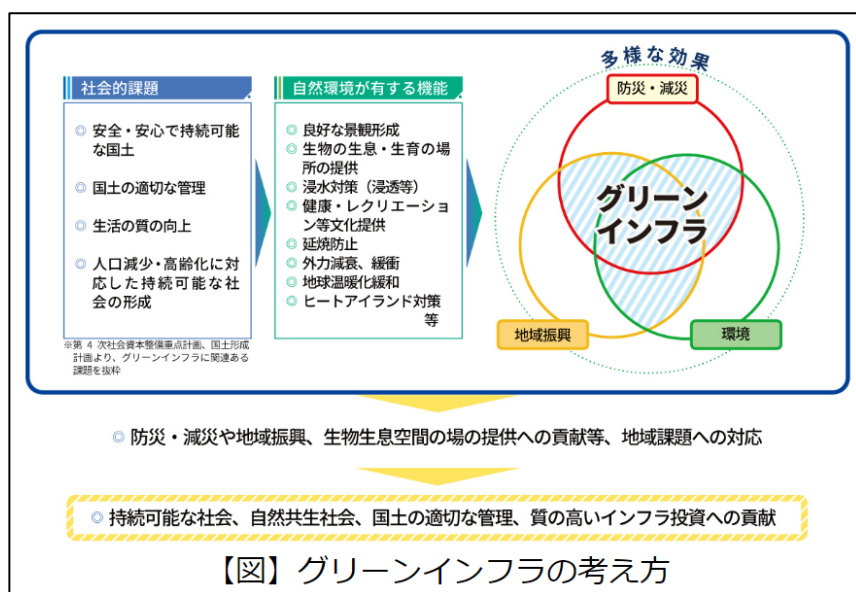
緑の量の確保と質の維持向上のためには、共創での持続的な体制により進めていく必要があります。今後、人口減少社会が本格的に訪れ、財政縮減とともに、緑行政に掛けられる予算も逡減していきます。限られた人と予算の中で、良好な緑の環境を維持していくためには、官民連携での取組が不可欠です。多くの立場・人を巻き込み、緑のまちづくりを支える輪を拡げていくために、本計画を定めます。

緑の機能とグリーンインフラ

都市における緑は、環境や防災、レクリエーション、景観形成といった様々な分野において、多面的な機能を有しています。緑が持つこの多面的な機能は、緑をネットワークで結ぶことにより、効果を高めることができます。また、こうした機能を十分に活用するために、周辺環境と調和させ、自然・生態系の力を活かした都市基盤のことを「グリーンインフラ」と呼び、近年の緑のまちづくりにおける大きな方向性の一つとなっています。本計画は、このグリーンインフラに関する計画でもあり、本計画に位置づける各種施策は、グリーンインフラの形成に関する取組としても位置づけます。



グリーンインフラとしての活用



国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」

西尾市におけるグリーンインフラ

- ・ 山林
 - ・ 農地
 - ・ 公園
 - ・ 緑地
 - ・ 河川
 - など
- あらゆる緑をグリーンインフラとして活用



